

○横手市大森バーベキュー広場設置条例

平成17年10月1日  
条例第225号

(設置)

第1条 市民のふれあい、やすらぎ及び憩いの場を提供するため、横手市大森バーベキュー広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横手市大森バーベキュー広場
- (2) 位置 横手市大森町字持向165番地

(開館時間及び休館日)

第3条 広場の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 広場を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 広場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、広場を使用するもの(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、広場の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 広場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って広場の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 広場を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、広場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 広場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、広場を利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を広場において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、広場の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、広場の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、広場又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大森町バーベキュー広場設置条例（昭和63年

大森町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和元年6月19日条例第26号) 抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(横手市大森バーベキュー広場設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の横手市大森バーベキュー広場設置条例第5条の規定は、施行日以後に行う施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月16日条例第14号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例中、第6条及び第15条の規定は令和8年10月1日から施行する。  
(準備行為)
- 3 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第6条、第15条関係)

(消費税を含む。)

区分	単位		使用料の額
8人用テーブルセット	3時間	1組につき	5,610円
	3時間超		8,360円
20人用テーブルセット	3時間	1組につき	16,830円
	3時間超		25,190円

備考 使用時間に3時間未満の端数が生じた場合は、これを3時間とする。